

# 独立行政法人 通関情報処理センター 整理合理化案

平成19年10月16日  
財 務 省

## 独立行政法人通関情報処理センターの概要

- 独立行政法人通関情報処理センター（NACCSセンター）は、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」に基づき、国際運送貨物に係る税関手続その他の国際貨物業務を通関情報処理システム（NACCS：Nippon Automated Cargo Clearance System）を使用して迅速かつ的確に処理するため、昭和52年10月1日、NACCSの管理・運営の業務を行う運営体（大蔵省（現：財務省）の認可法人）として設立され、平成15年10月1日に、特殊法人等整理合理化計画に基づき独立行政法人となった。
  
- 職 員 115名 （平成19年7月1日現在）
- 事務所 本部（川崎）、システム部（品川、印西）、地方事務所（東日本、東海、西日本、九州）
- 業務内容
  - ① 国際貨物業務を電子的に処理するシステムである通関情報処理システム（NACCS）の運営
  - ② NACCSの運営のために必要なプログラム、データ等の作成及び保管
  - ③ 上記業務の附帯業務

## NACCSの概要

- NACCSは、税関及び通関業者その他の国際貨物業務を行う者をオンラインで結び、税関手続及び関係省庁の手続関連業務（食品衛生手続、港湾関係手続等）と、これらに密接に関連する民間業務（貨物管理等）を処理する官民共同システム。航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）及び海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）が稼動している。
- NACCSは、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウの推進、インターネット（net-NACCS）による接続及び民間の貿易関連システム（清水港VAN等）との連携を図り、利用者の利便性の向上を図っている。
- NACCSは、貨物情報と輸出入申告情報を一元管理し、これら共有情報に基づき問題のない貨物については、即時に申告処理を完了するなど官民共同システムのメリットを最大限活用している。この結果、海外の通関システムと比べ大幅な処理時間の短縮を実現し、国際物流の効率化・円滑化に寄与するとともに、コストの低減にも貢献している。

# 「貿易手続改革プログラム」の概要

「経済財政改革の基本方針2007」（6月19日閣議決定）

## 1. 規制の見直し、手続の統一化・簡素化

- ① リードタイム短縮、コスト削減に向けた、現行の保税・通関制度等の見直し
  - ・ CP優良輸出者について、保税地域に貨物を搬入することなく輸出申告が可能となる「特定輸出申告制度」の利用拡大
- ② 港湾の深夜早朝利用の推進
  - ・ 港湾の24時間化について、構造改革特区制度の活用等、集中的に試行
- ③ 港湾手続の統一化・簡素化
- ④ 港湾行政の広域連携の推進
- ⑤ 経済連携協定に基づく原産地証明発給手続の簡素化・迅速化

## 2. 日本版AEO制度の構築

- ① コンプライアンス制度の調和
  - ・ 関税法に基づく法令遵守規則の統一化及び省庁間の法令遵守規則の連携
- ② コンプライアンス優良事業者に対する優遇制度の拡充
  - ・ 優遇措置の対象となる事業者の範囲拡大等を検討
- ③ 相互認証を視野に入れ、主要貿易相手国と政府間対話を推進
  - ・ 相互認証に向けて、日米等の当局間で検討を開始

## 3. 「次世代シングルウィンドウ」の見直し

- ① 業務プロセス改善の徹底等
- ② 港湾システムとの接続の促進
- ③ 国際的なシステム連携の実現
  - ・ ASEANシングルウィンドウとの連携をめざし、各国のシステムの調査等を開始
- ④ NACCSの在り方の検討
  - ・ NACCS（通関情報処理システム）と港湾EDIとの一本化を視野にその具体策とこれを運用するNACCSセンター（独立行政法人通関情報処理センター）の運営形態について19年中に結論

# 貿易手続改革プログラム（抜粋）

（平成19年5月14日）

## ■ 次世代シングルウィンドウの改善

平成20年10月稼動予定の「次世代シングルウィンドウ」（府省共通ポータル）について、申請情報の反復申請回避、基礎情報項目の反復利用、情報項目の共通化等の業務プロセス改善を徹底し、手続の一貫した簡素化、効率化を図る。また、「次世代シングルウィンドウ」の在り方について継続的な見直し、及び「中核となる基幹システム」の在り方等について検討を行う場を設ける。

## ■ 港湾システムとの接続の推進

各港湾管理者の独自の手続については、スケジュールを定め、必要な様式の統一を図った上で、「次世代シングルウィンドウ」に着実に追加していく。

## ■ 国際的なシステム連携の実現

「次世代シングルウィンドウ」の国際的なシステム連携について、明確な目標を定め、その実現に向けて交渉を開始する。また、原産地証明、輸出検疫証明書等の電子的な取り扱いについても検討を行う。

## ■ NACCSの在り方の検討

次世代シングルウィンドウの基幹をなすNACCSについては、業務範囲、利用料金、運営形態等も含め、その在り方について検討する。

- － NACCSと港湾EDIとの一本化を視野に、その具体策とこれを運用するNACCSセンターの運営形態について19年中に結論を得る。

## 整理合理化案

### ■ 業務の見直し

- ・ 貿易手続改革プログラム等を踏まえ、下記の業務に取り組む。
  - ① 次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）への機能追加
  - ② N A C C Sと港湾E D Iとのシステム統合等を通じた港湾における中核となる基幹情報システムの構築
  - ③ 諸外国の通関システムとの連携の推進
- ・ 更に、平成20年10月の次期海上システム及び次世代シングルウィンドウの稼働に際し、インボイス、パッキングリスト等の貿易関係書類の電子化などの業務に取り組む。

### ■ 組織形態等のあり方

- ・ 貿易手続改革プログラム等に掲げられた新たな業務を実施するとともに、国の一定の関与を前提に、最も効果的・効率的な業務運営が可能となる組織のあり方の検討を行う。

**独立行政法人 通関情報処理センター  
整理合理化案**

**参考資料**

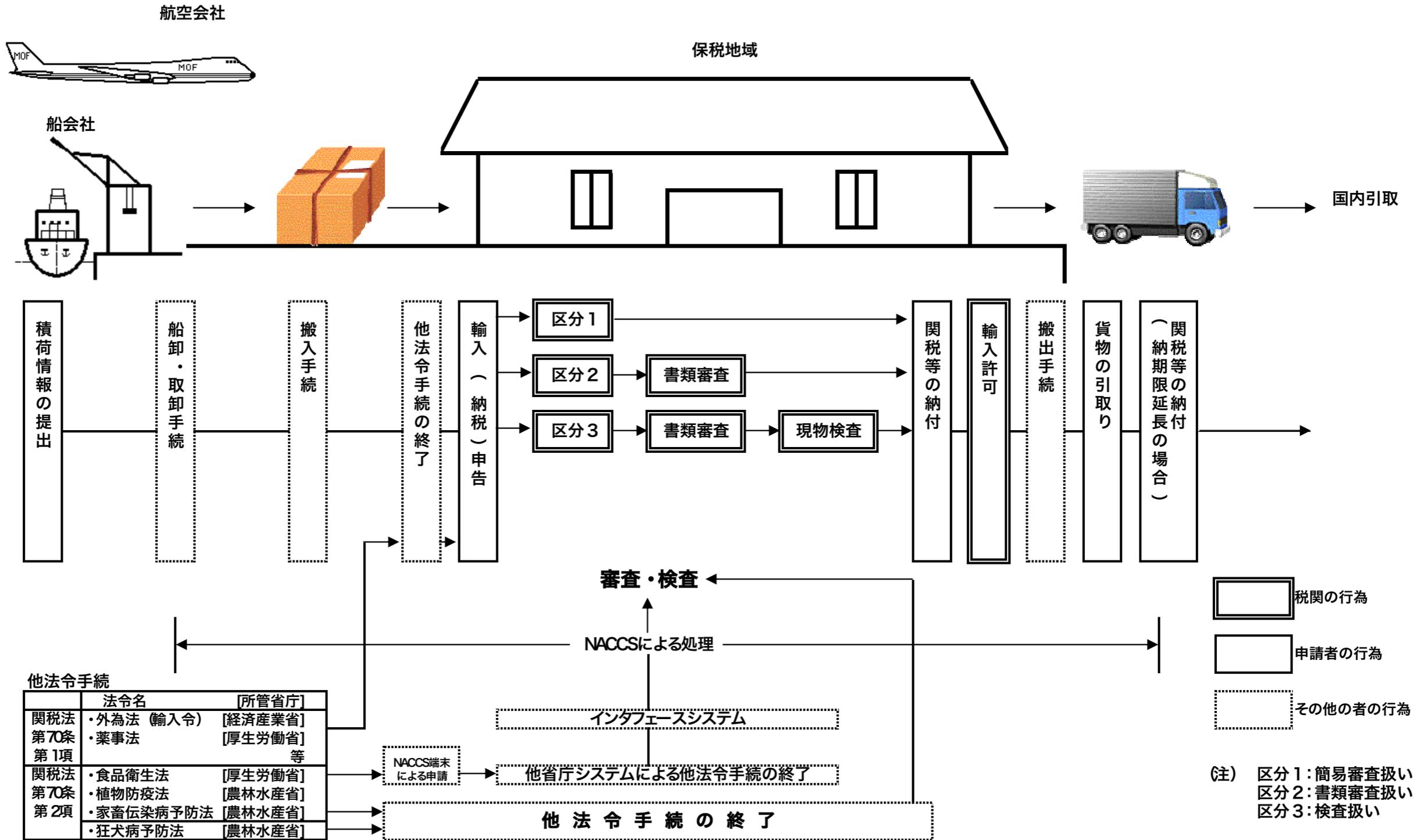
**平成19年10月16日**

**財 務 省**

# NACCSの経緯

年月	内 容
昭和52年10月	航空貨物通関情報処理センター設立
昭和53年 8月	航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）稼働開始（輸入システム）（成田・原木）
昭和55年 11月	Air-NACCS地域拡大（伊丹空港）
昭和60年 1月	輸出入統合システム稼働開始
平成3年7月	航空貨物通関情報処理センターを通関情報処理センターに改称
平成3年 10月	海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）稼働開始 ※対象地域：東京港、横浜港、川崎港
平成4年 10月	Sea-NACCS地域拡大（神戸港、大阪港、堺港、名古屋港） 以後、順次対象地域を拡大
平成5年 2月	更改Air-NACCS稼働開始及び地域拡大（成田空港、原木地区、東京地区、羽田空港、横浜地区、名古屋空港、名古屋中地区、伊丹空港、大阪地区、神戸地区） 以後、順次対象地域を拡大
平成9年 2月	厚生省（厚生労働省）輸入食品監視支援システム(FAINS)とのワンストップサービス開始
平成9年 4月	農林水産省輸入植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)、動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)とのワンストップサービス開始
平成11年 10月	更改Sea-NACCS稼働開始（対象：全国の海港及びAir-NACCS未導入空港）
平成13年 10月	更改Air-NACCS稼働開始及び地域拡大
平成14年 11月	経済産業省貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS)との接続開始
平成15年 3月	netNACCS（NACCSのインターネットによる利用）稼働開始
平成15年 7月	輸入・港湾関連手続シングルウインドウ業務の開始
平成15年 10月	認可法人としての通関情報処理センターを解散し、独立行政法人通関情報処理センターを設立
平成16年 9月	清水港情報共同利用システム（清水港VAN）との接続開始（Sea-NACCS）
平成17年 3月	次期システム（海上及び航空）の仕様を検討するための専門部会の設置を決定
平成18年 3月	情報処理運営協議会において、次期システム基本仕様が確定
平成19年 3月	情報処理運営協議会において、次期システム詳細仕様（海上及び海上・航空共通業務）が確定

# NACCSによる輸入通関の流れ



# NACCSにおける情報の共有（輸入）

NACCSに登録されている船舶データを活用し入港予定情報を入力  
船舶に搭載された貨物の情報を入力

船会社



- 船舶名
- 船籍
- 総トン数
- 所有者コード
- 運航者コード

船会社の情報により搬入予定の貨物の蔵置の準備  
コンテナ番号を入力（コンテナの輸入申告）

ヤードオペレーター



- 船舶名
- 運航者コード
- 入港予定日
- コンテナ番号
- 品名
- 重量

船会社のO B/L情報に基づき、H B/L情報を入力

フォワード



- 船舶名
- 運航者コード
- 入港日
- コンテナ番号
- 品名
- 重量

取引情報に基づき商品情報を入力

荷主



- 貨物ステータス情報

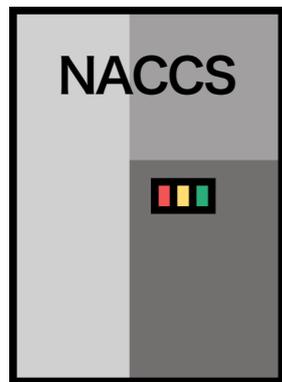
運送情報、搬入情報、商品情報に基づき輸入申告情報を入力

通関業者



- 船舶情報
- H B/L番号
- 商品情報
- 為替レート

- 輸入許可情報



- 入港年月日
- 港コード
- 出港年月日
- O B/L番号
- コンテナ番号
- 品名
- 重量
- フォワード名

- コンテナ番号

- H B/L番号
- 品名
- 重量
- 荷主名

- I/V番号
- 商品名
- 単価
- 数量

- 通関士コード
- HSコード

- 搬入時間を記録
- 保税地域コードを記録
- 卸コンテナリスト作成

- I/V情報を基に課税価格を計算
- HSコードと課税価格で税額を計算
- 輸入申告情報作成
- 納税処理
- 輸入許可を通知

入港届

積荷目録

- 入港届情報
- 積荷目録情報

卸コンテナリスト  
(輸入申告)

税関

- 船舶名
- 船籍
- 入港年月日
- 港コード
- コンテナ番号

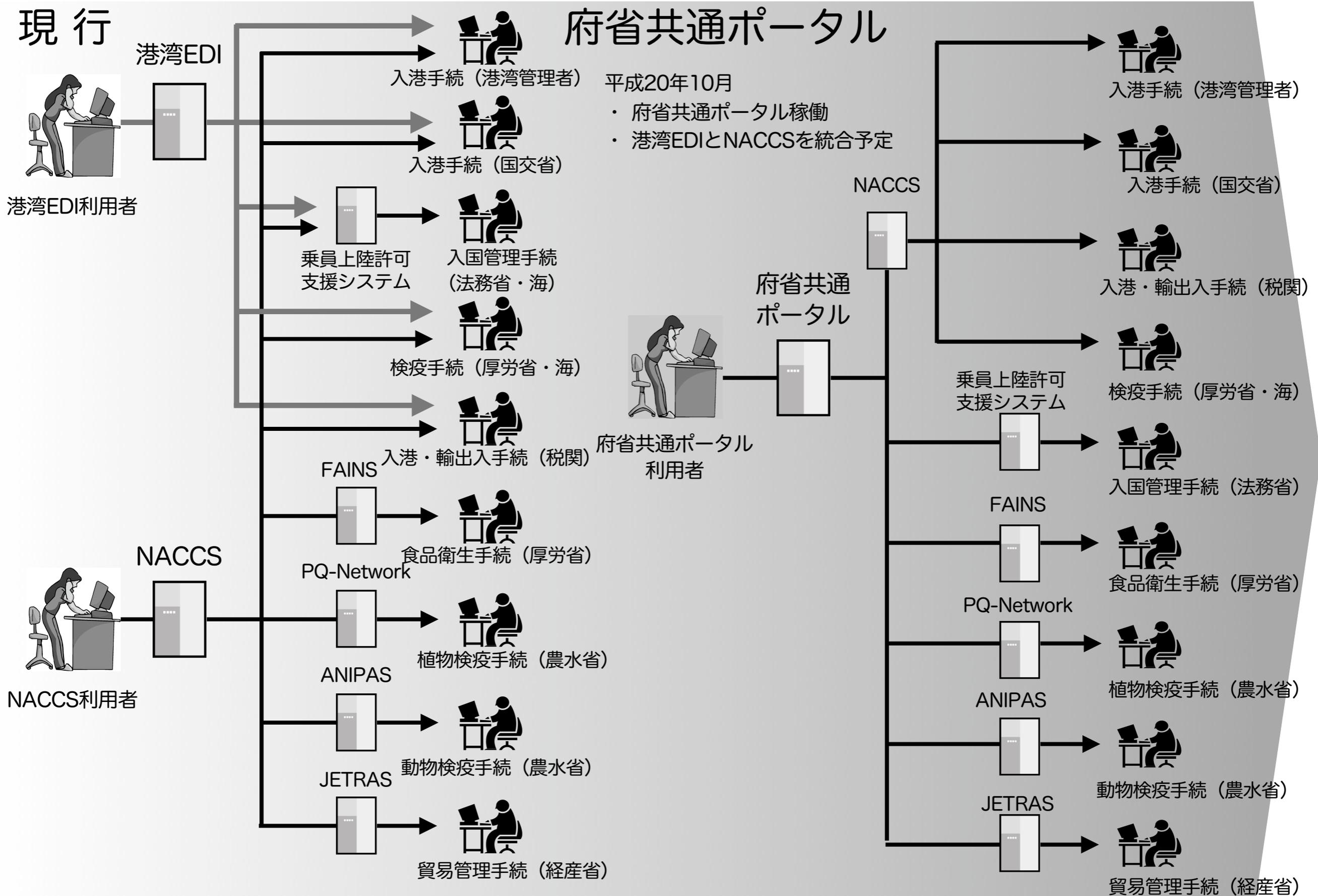
輸入申告

- H B/L番号
- 品名
- I/V番号
- 単価
- 単価

- 数量
- HSコード
- 通関士コード
- 税率
- 税額

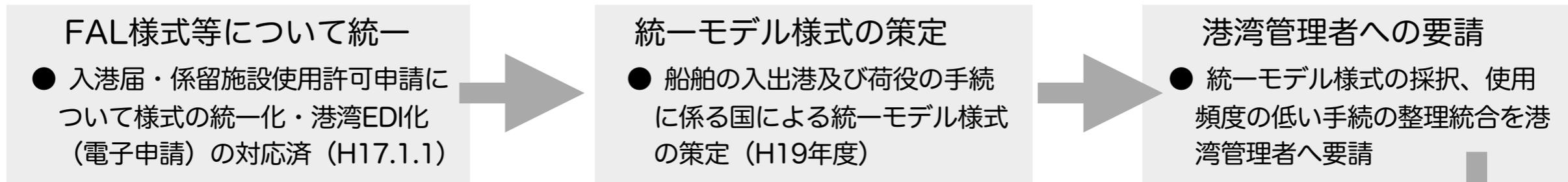
(注) O B/L: コンテナ単位の運送情報  
H B/L: 貨物単位での運送情報  
情報項目は主なもの

# NACCSと港湾EDIの統合及び次世代シングルウィンドウ

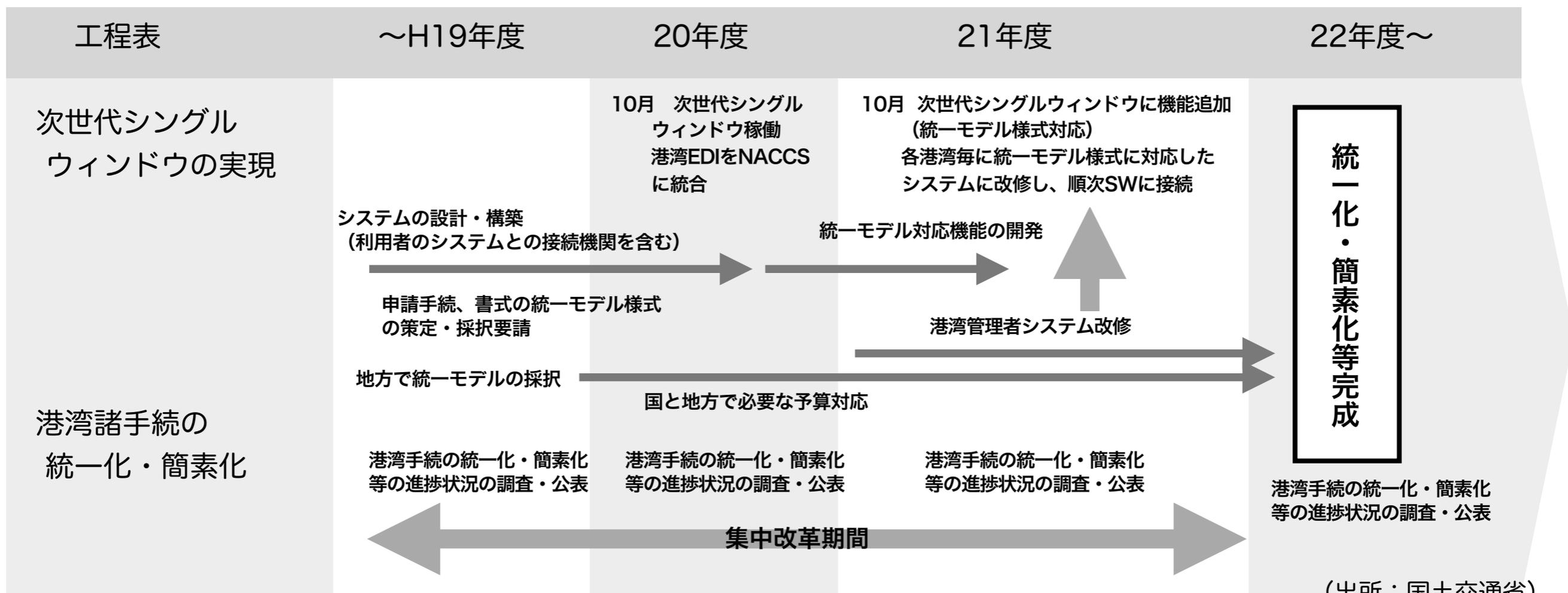
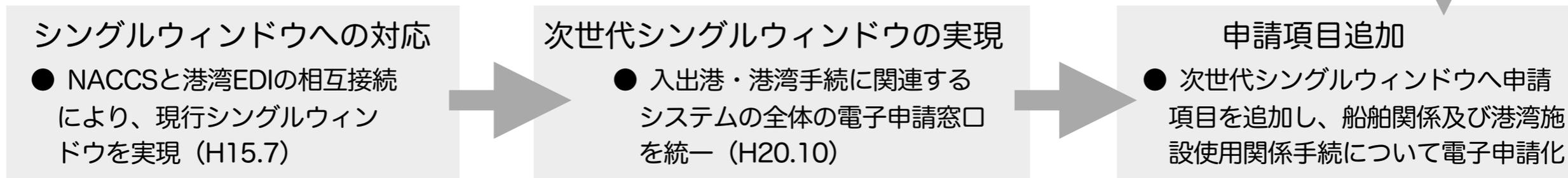


# 港湾における手続の統一化・簡素化・電子化の対処方針

## 港湾管理者手続様式の統一化



## 港湾EDIによる電子化の推進



（出所：国土交通省）

# 港湾管理者手続統一対象港

(H19年4月現在)

特定重要港湾	重要港湾	地方港湾
<p>(23) 室蘭、苫小牧、仙台塩釜、千葉、<u>東京</u>、<u>川崎</u>、<u>横浜</u>、新潟、伏木富山、清水、名古屋、四日市、大阪、<u>堺泉北</u>、神戸、姫路、和歌山下津、水島、広島、徳山下松、<u>下関</u>、<u>北九州</u>、博多</p>	<p>(84) 函館、小樽、釧路、留萌、稚内、十勝、石狩湾新、紋別、網走、根室(花咲)、青森、八戸、宮古、釜石、大船渡、石巻、<u>秋田</u>、<u>船川</u>、能代、酒田、小名浜、相馬、鹿島、日立、常陸那珂、木更津、横須賀、直江津、七尾、金沢、敦賀、田子の浦、御前崎、衣浦、三河、尾鷲、津松坂、舞鶴、<u>阪南</u>、<u>尼崎西宮芦屋</u>、東播磨、境、浜田、宇野、尾道糸崎、呉、福山、宇部、岩国、三田尻中関、徳島小松島、橘、高松、坂出、今治、松山、新居浜、宇和島、三島川之江、高知、須崎、苅田、三池、唐津、伊万里、長崎、佐世保、厳原、三角、八代、熊本、大分、津久見、佐伯、細島、油津、鹿児島、志布志、川内、那覇、平良、石垣、<u>金武湾</u>、<u>中城湾</u></p>	<p>(18) 気仙沼、柏崎、福井、内浦、宮津、相生、新宮、竹原、土生、平生、萩、詫間、丸亀、松島、松浦、水俣、佐賀関、喜入</p>
	<p>(21) むつ小川原、久慈、大洗、両津、小木、日高、鳥取、西郷、三隅、岡山、小野田、東予、指毛湾、福江、郷ノ浦、別府、中津、宮崎、名瀬、西之表、運天</p>	<p>港湾法上の特定重要港湾、重要港湾、地方港湾のうち関税法上開港となっている港</p>

(出所：国土交通省)

(注) 関税法上、東京、川崎、横浜は京浜、堺泉北、阪南は阪南、下関、北九州は関門、秋田、船川は秋田船川、金武湾、中城湾は金武中城として指定され、枕崎も開港として指定されているため、120港となる。

# アセアン・シングルウィンドウの概要

## (1) アセアン・シングルウィンドウ (ASW)

2005年12月に署名された「アセアン・シングル・ウィンドウの設立と実施に関する合意 (Agreement to establish and implement the ASEAN Single Window)」(合意文書)において、ASWはアセアン域内で次の3つを可能とするシステムであると定義されている。

- ① データ情報の一括提出 (single submission of data and information)
- ② データ情報の一括・同時処理 (single and synchronous processing of data data and information)
- ③ 通関にかかる一元的意志決定 (single decision-making for customs release and clearance)  
→ 通関に要する時間を平均30分以内にするのが目標

## (2) ナショナル・シングルウィンドウ (NSW) 設立

ASWの実現に向け、ASEAN各国は、ナショナル・シングル・ウィンドウ (National Single Window) を以下のデッドラインまで実現する義務を負う。

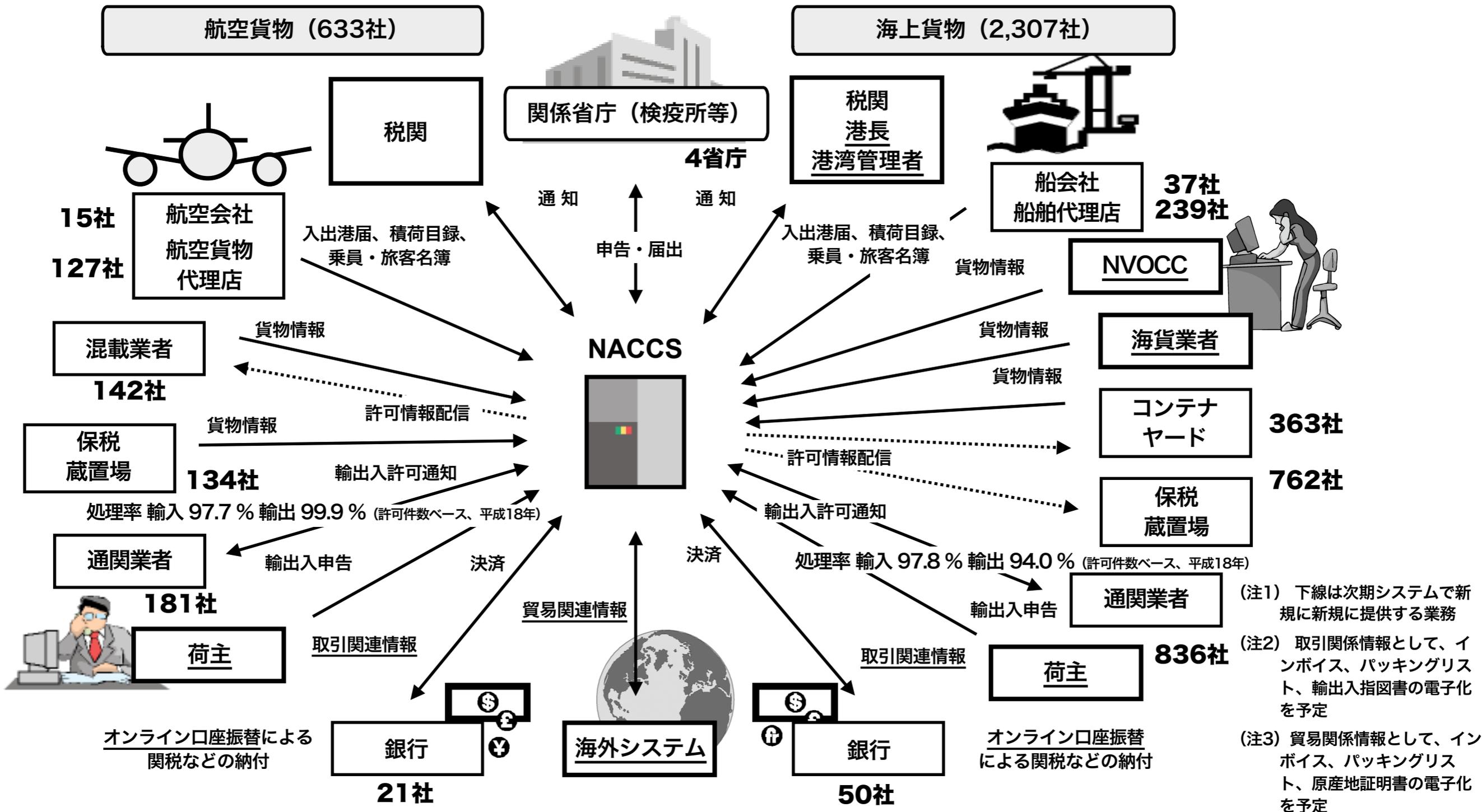
- ① ASEAN原加盟6ヶ国 遅くとも2008年まで
- ② ASEAN新加盟4ヶ国 遅くとも2012年まで



ASW = 10 National Single Window

# 次期NACCSによる業務処理の例示

(注) 利用者数は平成19年5月末現在のもの



(注1) 下線は次期システムで新規に新規に提供する業務  
 (注2) 取引関係情報として、インボイス、パッキングリスト、輸出入指圖書の電子化を予定  
 (注3) 貿易関係情報として、インボイス、パッキングリスト、原産地証明書の電子化を予定

- ・ 国際物流の情報化の推進
- ・ サービスレベルの維持、向上
- ・ 国際標準へ準拠
- ・ 業務実態・使い易さを考慮した機能改善
- ・ コスト削減

輸入手続等に関連する物流情報の管理、参加者の拡大（荷主、海運貨物取扱業者、NVOCC）を予定  
 信頼性の維持、危機管理対策（バックアップセンター設置）、稼働時間の延長（可能な限りメンテナンス時間を短縮）等  
 XMLに対応（インボイス・パッキングリスト業務）  
 業務の見直し、入出力項目の見直し、貨物管理の選択利用（Air-NACCS）等  
 Air-NACCSとSea-NACCS間のハード、ソフトの可能な限りの共有化、オープン化、業務の統廃合等